

千葉県入札監視委員会平成29年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成30年2月5日(月) 千葉県教育会館 604会議室	
委員	○ 小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) 轟 朝幸(日本大学理工学部教授) 藤井 一(弁護士) ◎ 柳 久之(研修講師) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	平成29年4月1日～平成29年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に21件の低入札価格調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に2件(2者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p>審議事案概要</p> <p>○ 審議対象期間中の低入札価格調査案件のうち、入札参加者数に対して低入札価格調査対象となった業者数の割合が大きい案件がいくつか見受けられるが、予定価格の設定は適切だったのか。</p> <p>○ 低入札価格調査対象となる業者が多いと感じる。社会での実勢価格と積算との間に乖離があるのではないかと思う。 今年度の4月から低入札価格調査制度における調査基準価格及び最低制限価格の引き上げを行ったということだが、積算と実勢価格との間にある程度の乖離が発生することが止むを得ないのだとすれば、割合を引き上げるのではなく、制限を緩やかにすべきなのではないか。</p> <p>○ 工事関係者事故により指名停止となった業者の指名停止措置期間だが、事故発生から実際に措置が下されるまで1年以上間が空いているのはなぜか。</p>	<p>○ 予定価格は実勢価格を反映したものでなければならないという規定に基づき、最新の労務単価等を使用して設定しているため、予定価格は適切であったと考える。</p> <p>○ 低入札価格調査制度における調査基準価格及び最低制限価格については、労務単価が含まれている直接工事費の割合を95%から97%に引き上げている。 下請業者等にしわ寄せがいかないよう、労務単価にかかわる項目について引き上げを行っている。</p> <p>○ 当該業者は指名停止の他、労働安全衛生法違反のために罰金刑となっており、平成29年8月に行った建設業法に基づく指示処分と併せて指名停止を行ったためである。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【ちば野菊の里浄水場（第2期）薬品沈で ん池築造工事】</p> <p>○ 無効となった業者以外にも調査基準価格を下回っている業者がいるが、これらの業者は低入札価格調査対象者とは呼ばないのか。</p> <p>○ 低入札価格調査の本来の目的は、積算の裏付け書類を提出させることで、確かな仕事ができるのかどうかを確認することであるはず。 そうであれば、業者に対して適切な積算がされているのかどうかをヒアリングする等して、より低価格で契約を結ぶ努力をした方が良いのではないかと考える。</p> <p>○ 総合評価方式は元々談合防止策として導入された制度であるが、一律に適用するのではなく、案件を個別具体的に見ていき、その上で適用するかどうかを決定する必要があるのではないかと。</p> <p>制度の導入から10年以上経過している今、次の手立てについて積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>○ 本案件は総合評価方式で落札者を決定している。総合評価方式では評価値の高い者が落札者となるため、評価値が一番大きい順位1位の業者が調査基準価格を下回っているため、当該業者は低入札価格調査対象者となる。</p> <p>しかし、無効となった業者以外の調査基準価格を下回っている業者は評価値が低く、落札候補者とはならないため、低入札価格調査対象者とはならない。</p> <p>○ 国土交通省で昨年12月に行われた会議では、総合評価制度については、ダンピング受注対策については有効なものであり、運用についてしっかり取り組んでもらいたいという言葉があった。</p> <p>また、昨年9月にはダンピング受注の徹底の要請とともに新たな総合評価方式の制度等も検討しているとのことだったので、それも含めて検討し、研究していきたいと考えている。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【社会資本総合交付金工事(仮称土屋橋本線A1橋台)】</p> <p>○ 4者から応札があり、その4者のうち、2者が予定価格を超過しているとのことだが、予定価格が低すぎた可能性があるのではないか。</p> <p>○ 予定価格は、どの業者が算出しても同じような結果となるのか。</p> <p>○ 橋脚ごとに業者を選定し、発注しているのか。</p> <p>○ 発注した他の橋脚工事について、同じ業者が落札した案件はあるのか。</p> <p>○ 他の発注工事も、予定価格に近い金額で入札しているのか。</p>	<p>○ 設計内容は一般的な工種であり、工種数も少ないことから、精度の高い予定価格の算出が可能であったと考えている。予定価格を想定したうえで、企業の利益を追求した結果であると考えている。</p> <p>○ 北千葉道路建設事務所では、これまでも同様の橋脚工事を発注しており、その入札結果を参考にすることで同じような結果になると考えている。</p> <p>○ 施工スペースなどを考慮した発注計画に基づき発注しており、複数の橋脚をまとめて発注することもある。</p> <p>○ 工事ごとに要件が変わることや、近接工事を受注している業者を指名業者を選定できないことから、同じ業者が落札したことはない。</p> <p>○ 1つの事例として、「仮称土屋橋本線P3橋脚工事」を挙げると、予定価格の約90%で契約している。これは、予定価格が約3億3千6百万円であり、A1橋台工事の予定価格との価格差が大きいことと、P3橋脚工事の入札参加資格要件として千葉県内の業者を対象としていることが要因であると考えている。</p>

<p>○ 平成28年度発注工事（仮称土屋橋本線 P3橋脚工事）が入札に参加できないのはなぜか。</p> <p>○ 業者が同程度の予定価格を算出することは可能なのか。また、入札参加資格要件を満たす見込み業者は、実勢の価格を用いて当該工事にかかる費用を算出した結果、4者しか応札しなかったという理解でよいか。</p> <p>○ 予定価格を超過した入札をするということは、この工事を引き受けたくないといった意思表示であるとも考えられる。 予定価格の算出に使用した歩掛・単価など、何かしら実勢価格との乖離があるのであれば、原因を検討していく必要があるのではないかと思う。</p>	<p>○ A1橋台工事の発注時点において、P3橋脚工事は施工中であり、近接工事を受注している業者は指名業者として選定できないためである。</p> <p>○ 予定価格を算出する際に使用する、歩掛・単価は公表されているので予定価格の積算は可能と思われる。 また、予定価格を想定したうえで、会社の経営判断により入札額を決定しているものと考えている。</p> <p>○ 本案件の予定価格については、事前に公表はしていない。入札公告に添付されている金抜設計書を基に予定価格を算出するとともに、実際に工事を行うにあたり必要となる実行予算を組み、その差で利益を算出するものと考えている。 本案件については、県として、予定価格の算出は適正であったと考えているが、予定価格と実行予算が近い金額であり、厳しい設計であったということは考えられる。</p>
--	--

意見・質問	回 答
<p>事案3 一般競争入札 事後審査型 【千葉県立我孫子東高等学校屋内運動場天井撤去建築工事】</p> <p>○ 不調となった指名競争入札時と、その後の一般競争入札時で、予定価格が異なっているのはなぜか。</p> <p>○ 体育館の安全確保のための工事ということだが、天井材が落ちてくる兆候のようなものがあつたための工事なのか、それとも予定どおりの工事なのか。</p> <p>○ 不調となった指名競争入札において、辞退者の辞退理由は把握しているか。</p> <p>○ 1回目の指名競争入札は、1者入札であつたために取り止めとなっている。 元々、何故1者入札の場合には取り止めとするのかといえ、一者だけの応札だと競争性が確保されず、高価格での落札となつてしまう可能性があるために再度入札を行うという理解でいた。 しかし今回は、唯一札を入れた業者が最低制限価格と同額で入札しており、これ以上低い価格で入札すれば失格となる。最低制限価格と同額で札を入れたにも拘わらず、なぜ落札できない制度なのか。</p>	<p>○ 工期の変更を行ったためである。</p> <p>○ 予定どおりの工事である。東日本大震災等での被害を受けて国から大規模空間における天井の落下防止対策を行うよう通知があり、順次対策工事を行っているところである。</p> <p>○ 辞退届を提出した10者のうち、7者が配置技術者の不足を理由としていた。</p> <p>○ 指名競争については、1者入札となった場合は、競争性等の確保の観点から入札を取り止めることとしている。例外として最低制限と同額であれば良いという規定はない。</p>

○ 1者入札を認めず不調とし、改めて一般競争入札を行ったことで、工事の完成が遅れただけでなく、工事価格も上がり、メリットがどこにもないように感じる。

○ 手続きの公平さが害されていないという点については評価できる。

再度の入札により効率は悪くなったが、多少の不便や損は公平な手続きを維持していくためにはコストとして多少の不便や損は公平な手続きとすべきなのではないかと考える。

意見・質問	回 答
<p>事案4 指名競争入札 【市川警察署庁舎1階当直室設置工事】</p> <p>○ 基準がC等級であるにも拘わらず、今回B等級から業者を選定したメリットは何か。</p> <p>○ 入札金額が高止まりした理由は何か。</p> <p>○ 安全対策とは具体的にどのようなものか。 予定価格に積み上げていない安全対策の部分を積み上げれば、予定価格が割に合わないと考えている辞退者が減るのではないか。</p> <p>○ 指名業者推薦書はどのような位置付けなのか。</p>	<p>○ 県民の利用する1階エントランスの工事であることから、来庁者に配慮した安全性の確保が必要と考えており、工事エリア及び工種の複雑さからより技術力の高い業者を選定した。</p> <p>○ 設計金額に比較し、工種が多く、かつ庁舎を使いながらの工事のため、安全対策に対する経費を高く積算したためと考えている。</p> <p>○ 基本的には、国土交通省の示す積算基準に基づき積算しているが、特別な計上として、養生等で閉鎖措置を取った上で、交通誘導員を特別に配置することや、指定仮設を設計に反映することもある。 しかし、今回は、標準で十分と考えており、入札参加業者側で、現地確認等をして必要なものを積み上げてもらうという企業努力の形を取っていることから、特別な計上はしていない。その結果、入札者の取った安全対策が予定価格に近い積算となったと考えている。</p> <p>○ 警察本部においては、指名業者選定審査会の警察部会で審査しており、同審査会において、会計課長が推薦した業者選定の資料としての位置付けになる。 基準が設けられているので誰が選定しても同じ業者が指名されるようになっている。</p>

○ 公正性は取れているのか。基準が同じで、誰が作成しても同じ業者が選定されるということは、同じような案件では、同じような業者が指名されることになるのではないか。

○ 過去の工事受注高等を参考にすることができるので、それぞれの部局でバランス良く指名業者選定することができるようになっている。

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【小糸川地区 用水路付帯（本郷）工事】</p> <p>○ 当時現場近くで工事をしていた業者はいなかったのか。</p> <p>○ 業者選定にあたり、公平性は保たれているのか。</p> <p>○ 発注額と契約額が同額であるが、契約事務は適正か。県としても積算はしているのか。</p>	<p>○ 当該業者が、平成28年度に本現場で工事をしており、現場状況に詳しいというのも業者選定の理由の一つである。</p> <p>○ 業者選定については、県と災害応急対策について細目協定を締結している業者の「緊急災害時組織図」に基づき、行っている。</p> <p>○ 金抜き設計書を業者に示して積算をしてもらったが、県としても積算をしている。「緊急工事発注書」に県の設計額の概算金額を記載することとなっているため、同額の見積書が提出されたと思われる。</p>

委員講評

- 低入札価格調査においては、ルールに則って、決められた通りの書類が提出されないから次の手続きに進むというやり方が一番簡単ではあると思うが、これだけ様々な問題が蓄積されている中で、どこかで一度聞き取り調査をする等して問題の原因を追究する機会を設けるべきではないか。

委員の中でも、また県職員の中でも釈然としない部分があると思うので、業者の率直な意見等を聞く機会を集中的に取ってもらえると今後のためになると考える。
- ルール通りに入札手続きを行っているだろうとは思いますが、果たしてそのルールは案件に合っているのかどうかというところが気になる。ただルール通りに手続きを進めるだけではなく、改善できる部分があればしてもらいたい。

事例が幾つもあるわけだから、それぞれの事例をしっかりと分析し、場合分けをしていけば、より改善策が見つかりやすいと思う。

総合評価方式については、労力は確かに増加しているが、業者の質を上げるという点では効果があると思っている。制度には一長一短があるので、この両面を見極めるためにも分析を進める必要があると考える。
- 下請業者の人件費を守るということは結構なことではあるが、実際に組織内で人件費がしっかりと守られているかどうかということは組織の外からは分かりづらい。

最低制限価格の算定率の引き上げについても、一つの対策としては良いと思うが、実際の効果の程は分からない。そこで、実際に現場で働く人々の生の声を聴くようなシステムを作り、情報を収集することで、人件費がしっかりと守られているかどうかを直接的に調査する取り組みを行ってはどうかと考える。
- 不落随契については、平成28年4月5日付で総務省から発出された「公共工事の迅速かつ円滑な発注等について」の「入札契約手続の効率化等について」という項目の中で、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき契約をすることができる旨記載されている。

事業に着目した契約処理も一方では求められているということを改めてご理解頂き、次の手立てを講じてほしい。